



2015年1月 ベトナム・インドネシア 訪問代表団報告

2014年度アジア戦略PJ東南アジアWG

3月19日関西部会 大久保 淳
(ヨネックス株式会社)

3月24日関東部会 菊地 康久
(サッポロホールディングス株式会社)



-世界から期待され、世界をリードするJIPA-
Creating IP Vision for the World

目次

1. 背景
 - 1.1 アジア戦略PJ基本理念
 - 1.2 アジア戦略PJ
 - 1.3 アセアン知財制度への働きかけ
 - 1.4 アセアン経済統合と知的財産制度
 - 1.5 アセアン知財関連条約加盟の遅れ
 - 1.6 知財の模倣の順序構造
 - 1.7 直近の目指すべき姿
- 2.1 訪問団の目的
- 2.2 訪問団の構成
- 2.3 訪問団スケジュール
3. ベトナム・インドネシア概要
 - 4.1 ベトナム知的財産取締関連機関
 - 4.2 ベトナム知的財産に関する相談ルート
 - 4.3 模倣品及び海賊品による被害の現状
 - 4.4 インドネシア知的財産関連機関
5.
 - ① ベトナム国家知的財産権庁
 - ② ベトナム税関局
 - ③ ベトナム商工省市場管理部
 - ④ インドネシア知的財産総局
 - ⑤ インドネシア関税・消費税局
 - ⑥ インドネシア中央ジャカルタ商務裁判所
6. 知財関係組織のネットワーク



1. 背景 東南アジア・インドの重要度高まる

『自由と繁栄の弧』の結節点として、アセアン諸国及びインドとの関係強化推進

	各々の期待
政府	<ul style="list-style-type: none"> ■懸案を抱える日中間の直接的摩擦を回避しつつ、アジアにおけるパワーバランスの適正化(安全保障面での期待) ■官民連携によるアセアン支援による経済面での期待
産業界	<ul style="list-style-type: none"> ■代替する韓中台企業に対し、日本企業を核としたアジアにおける生産ネットワークの構築
アセアン諸国	<ul style="list-style-type: none"> ■アセアン共同体実現(15年)を前に、日本に対し各国を経済と安全保障の両面において支援・連携を受けられるとの一定の期待

日本政府の主な取り組み(ご参考)

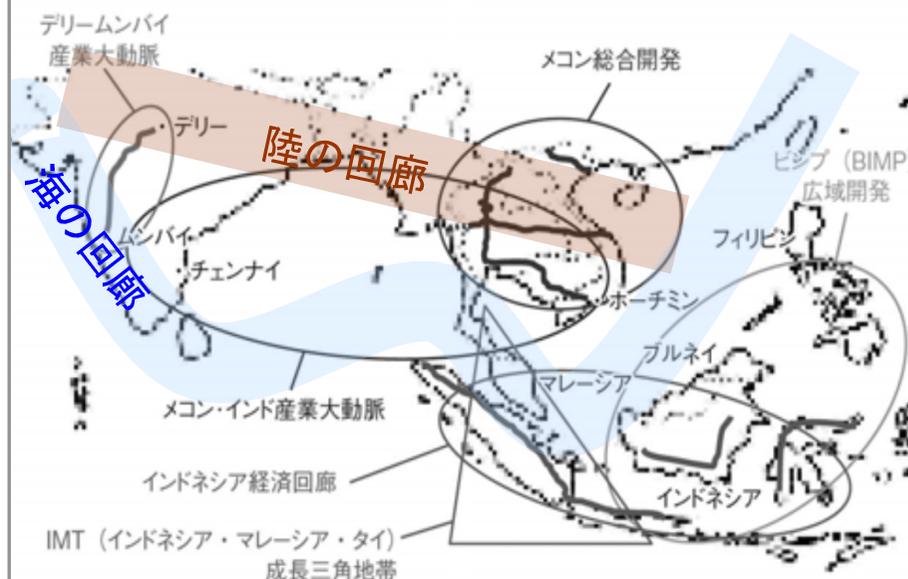
■アジア総合開発計画を策定(2010年)

総額3900億ドル、695件にのぼるインフラ整備プロジェクト

- ・デリームンバイ産業大動脈
- ・インドネシア経済回廊
- ・メコン総合開発
- ・IMT(インドネシア、マレーシア、タイ)成長三角地帯
- ・BIMP(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン)広域開発
- ・メコン・インド産業大動脈 など

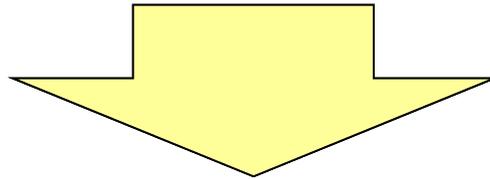
■「フラッグシップ・プロジェクト」(総額約2兆円)を提示(2011年)

- ・「陸の回廊」と「海の回廊」の整備
- ・アセアン全域でのソフトインフラ案件への支援



1.1 JIPA アジア戦略PJの基本理念

- 1) 新興国における知的財産尊重・重視の風土の定着
- 2) 新興国における知的財産制度の充実(法制度および運用)
 - ① 先進国レベルの知的財産保護の確立
 - ② 知的財産制度の利便性の向上

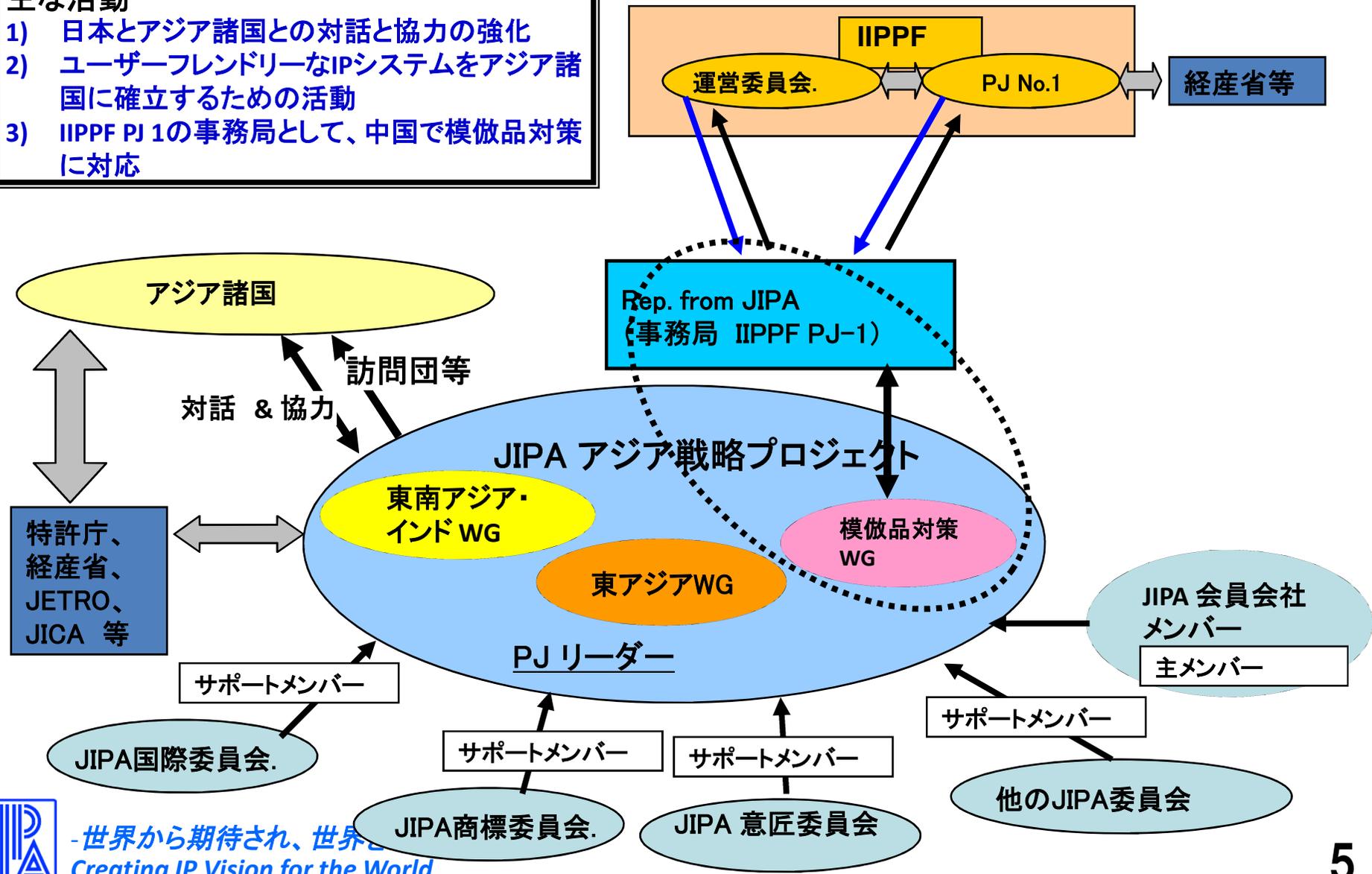


但し、上記基本理念は、日本企業(あるいは、先進国企業)のための保護確立のみを目的とするのではなく、
新興国自身、地場企業(現地資本企業)や消費者のための保護の確立を目指すこと



1.2 JIPA アジア戦略プロジェクト(政策PJ)

- 主な活動**
- 1) 日本とアジア諸国との対話と協力の強化
 - 2) ユーザーフレンドリーなIPシステムをアジア諸国に確立するための活動
 - 3) IIPPF PJ 1の事務局として、中国で模倣品対策に対応



-世界から期待され、世界をリードする
Creating IP Vision for the World

1.3 アセアン知財制度への働きかけ



1.4 アセアン経済統合と知的財産制度

ASEAN広域制度を断念し、条約加盟・審査結果の共有へ

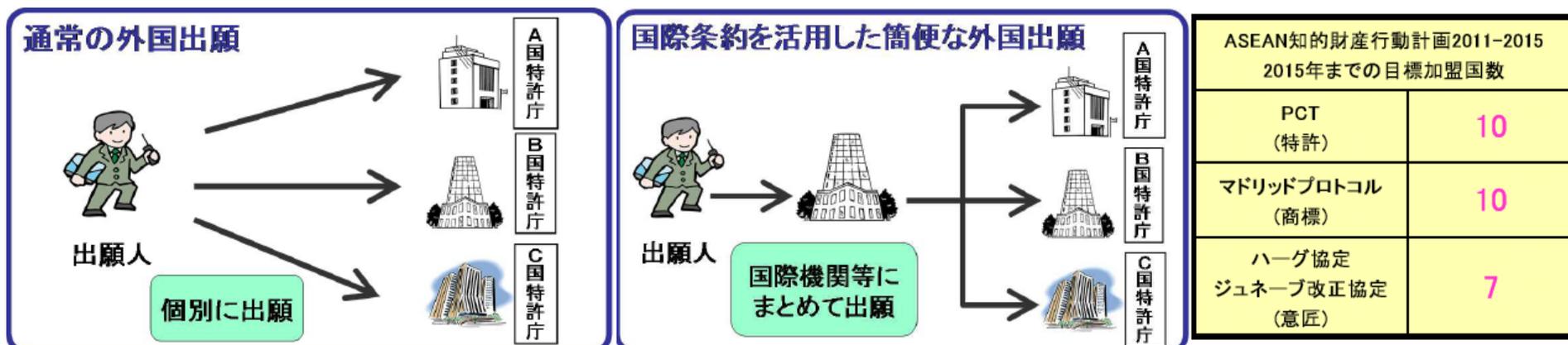
- 1995年 **ASEAN知的財産権協力枠組協定**
 - ASEAN特許/商標庁、ASEAN特許/商標制度の設立の可能性を探究
- 1996年 **ASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)設立**
- 1998年 **ハノイ行動計画(1999-2004)**
 - ASEAN特許/商標出願制度を2000年までに施行
 - 広域特許/商標登録制度または広域特許/商標庁を設立
- 2004年 **ビエンチャン行動計画(ASEAN知的財産行動計画(2004-2011))**
 - 広域特許制度の目標が消え、**PCT**加入の影響について検討
 - 広域商標制度の適切性を、国際的制度(マドプロ)加入と比較検討
 - 広域意匠制度の実現可能性を検討
- 2007年 **AEC(ASEAN経済共同体)ブループリント**
 - ASEAN知的財産行動計画の完全実施
 - 可能な限り、マド・プロへの加入
 - 意匠は広域制度について言及されるも「出願」に限定
- 2009年 **ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラム**
 - 出願人の申請に基づき、ASEAN知的財産庁間で、特許審査結果を共有
- 2011年 **ASEAN知的財産行動計画2011-2015**



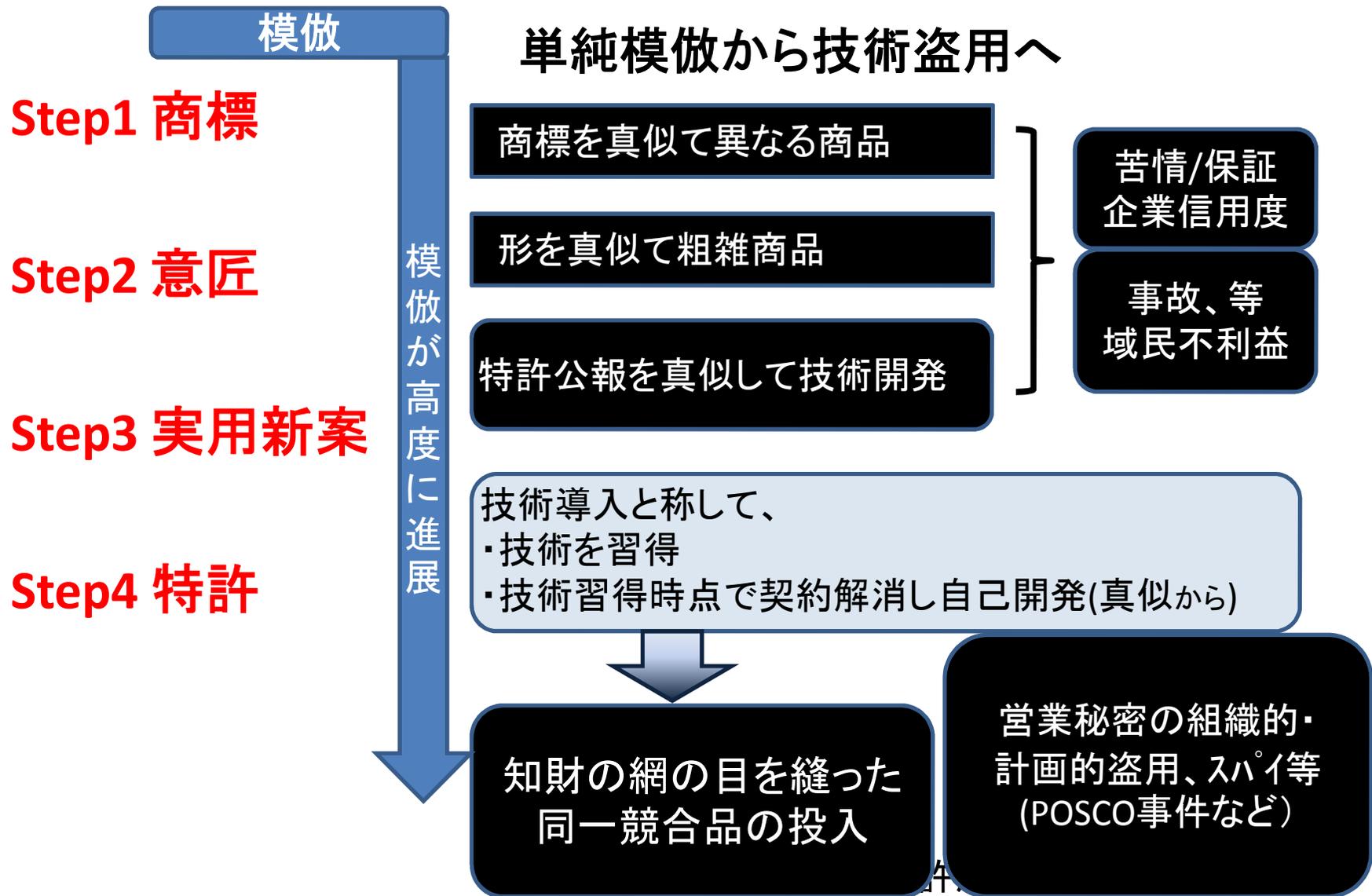
1.5 アセアン 知財関連条約 加盟の遅れ

アセアン各国の国際条約への加盟状況

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
PCT	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
マドプロ	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○
ハーグ協定 (2013年12月～)	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×
(参考) PPH締結	×	×	○ (2013年6月～)	×	×	×	○ (2012年3月～)	○ (2009年7月～)	○ (2014年1月～)	×
(参考) 管轄ISA	×	×	○ (2013年6月～)	×	○ (2013年4月～)	×	○ (2002年1月～)	○ (2012年12月～)	○ (2010年4月～)	○ (2012年7月～)



1.6 知財の模倣の順序構造



1.7 直近の目指す姿

ASEAN知的財産統一制度を最終目標とし、以下の内容を直近の目指す方向とする

分野	課題	取り組み
商標	<ul style="list-style-type: none"> ■マドリッドプロトコル加盟促進 (MY、MM、KH、LA、BN) ■外国のみ著名商標保護 	<ul style="list-style-type: none"> ■法改正要請及び当該国の課題抽出 ■法改正または運用改定を要請
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■部分意匠制度導入を後押し必要 ■部分意匠制度の運用の確立が必須 ※AWGIPC Work Programmeの目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ協定加盟(部分意匠制度導入含む) ■秘密意匠制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■部分意匠制度の運用に関するセミナー(類比判断含む) ■部分意匠制度の活用事例、被害事例に関するセミナー ■法改正要請及び当該国の課題抽出
特許	<ul style="list-style-type: none"> ■PPH、ASPECの利用促進による実質的な統一特許の実現 ■利用率低く、運用手続きも不明確 ※AWGIPC Work Programmeの目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ASPECを利用した特許出願が少なくとも全体の5%はあること(2015) 	<ul style="list-style-type: none"> ■PPH、ASPECの運用の明確化(確認) ■運用確立要請
ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ■ライセンス登録制度廃止(タイ、ベトナム、インドネシア) 	<ul style="list-style-type: none"> ■法改正要請及び当該国の課題抽出
模倣品対策	<ul style="list-style-type: none"> ■中国から流入する模倣品への対策 	
技術流出		

2.1 訪問団の目的

アジア戦略プロジェクトは、

1. アジア諸国・地域における知的財産尊重・重視の風土の定着
2. アジア諸国・地域における知的財産制度の充実（法制度および運用）

最終ゴール：ASEAN統一知財システム

ベトナム及びインドネシアについて、「直近の目指すべき姿」に向け、両国における個別の改善要望を行うことを目的として、両国に訪問代表団を派遣する。

また、このような場（JIPA部会）、報告書等で会員会社にフィードバックを行う。



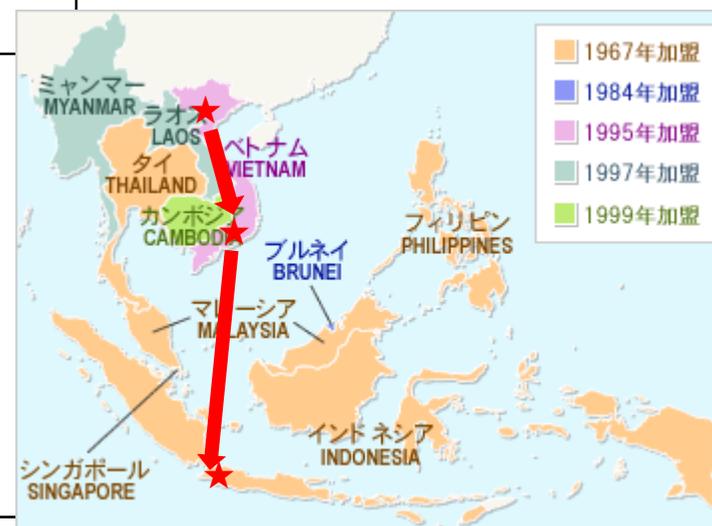
2.2 訪問団構成

団長(アジ戦PJメンバー)	菊地 康久	サッポロホールディングス株式会社
副団長(アジ戦PJメンバー)	原 俊	日立製作所株式会社
団員(アジ戦PJメンバー)	大久保 淳	ヨネックス株式会社
団員(アジ戦PJメンバー)	井上 孝洋	クラレ株式会社
団員(意匠委)	八田 尚之	三菱電機株式会社
団員(商標委)	安藤 ふみこ	トヨタテクニカルディベ ロップメント株式会社
団員(情報検索委)	源島 直之	キューピー株式会社
団員(情報検索委)	萩原 拓也	トヨタテクニカルディベ ロップメント株式会社
団員(JIPA事務局)	堀 敏行	(一社)日本知的財産協会



2.3 訪問団スケジュール

1月15日 (ハノイ)	PHAM & ASSOCIATE 国家知的財産権庁(NOIP)
1月16日 (ハノイ)	税関総局(GDVC) ベトナム知的財産協会(VIPA)
1月19日 (ホーチミン)	商工省市場管理部(MCD)
1月20日 (ジャカルタ)	Hakindah INTERNATIONAL 中央ジャカルタ商務裁判所
1月21日 (ジャカルタ)	関税・消費税局(DGCE) 知的財産総局(DGIPR)
1月22日	JETROジャカルタ



3. ベトナム・インドネシア概要

ベトナム社会主義共和国

- 面積 32.9万平方km
- 人口 9170万人
- 平均年齢 28歳
- 首都 ハノイ
- 民族 キン族86%
- 言語 ベトナム語
- 宗教 仏教、カトリック他
- 政体 社会主義共和国
- 主要産業 農林水産業
- GDP 1,700億US\$(2013)
- 失業率 2.2%
- 貿易額
- ① 輸出 1,323.5億US\$
- ② 輸入 1,321.3億US\$
- 主要貿易品目
- ① 輸出 携帯電話・同部品、縫製品、PC・電子機器・同部品等
- ② 輸入 機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品等

出典: 外務省 ベトナム基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>



世界から期待され、世界をリードするJIPA -
Creating IP Vision for the World



インドネシア共和国

- 面積 189万平方km(日本5倍)
- 人口 2.49億人
- 平均年齢 29歳
- 首都 ジャカルタ
- 民族 大半 マレー系
- 言語 インドネシア語
- 宗教 イスラム教88.1%
- 政体 大統領制, 共和制
- 主要産業 製造業(23.7)、農林水産業(14.4)、商業・ホテル・飲食業(11.2)
- GDP 8,696億US\$(2013)
- 失業率 ?
- 貿易額
- ① 輸出 1,825.5億US\$
- ② 輸入 1,866.3億US\$
- 主要貿易品目
- ① 輸出 石油・ガス、鉱物性燃料、動物・植物油等
- ② 輸入 石油・ガス、一般機械機器、機械・電機部品等

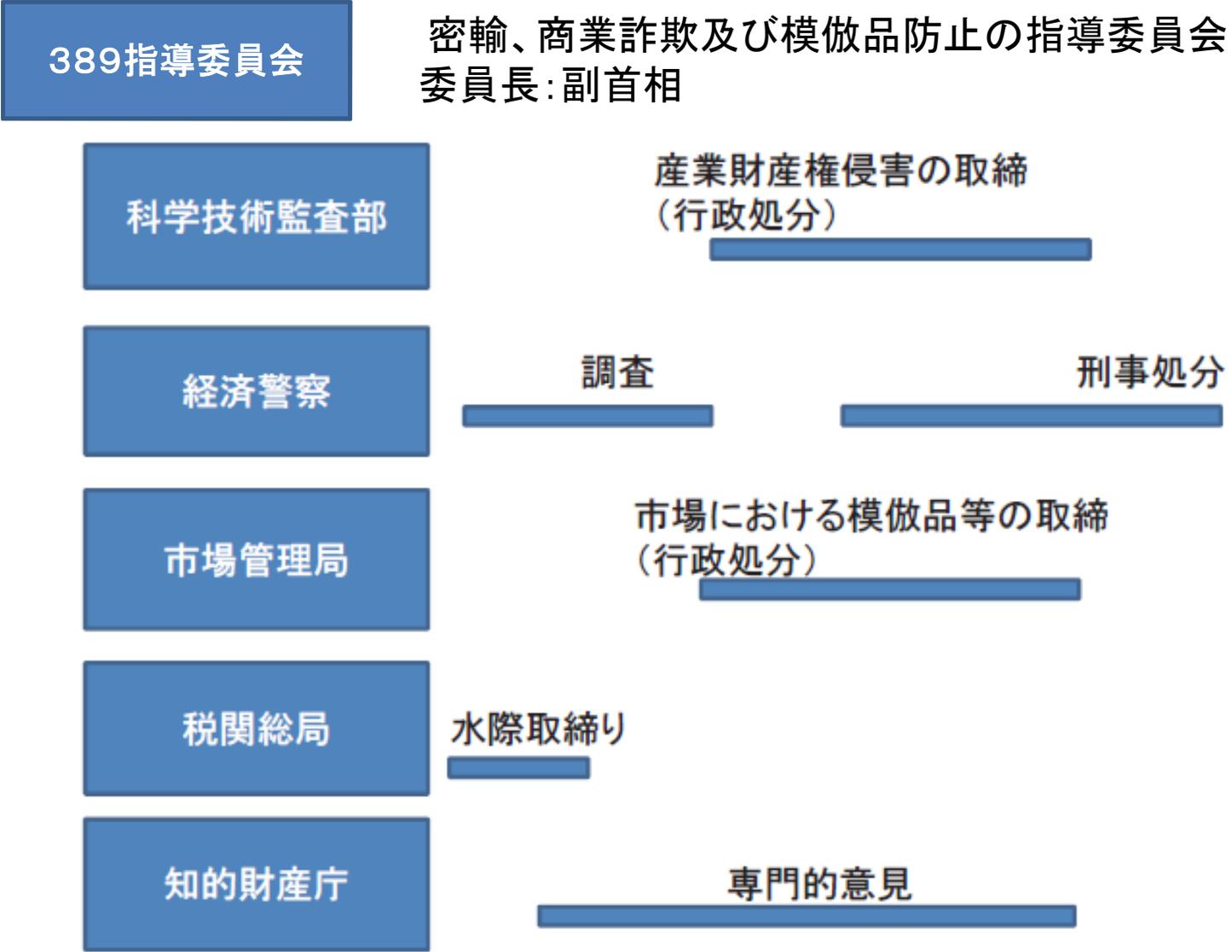
出典: 外務省 インドネシア基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>

日本人の平均年齢推移

- ・1960年.....28.5歳
- ・1970年.....30.5歳
- ・1980年.....33.5歳
- ・1990年.....37.0歳
- ・2000年.....41.5歳
- ・2005年.....43.1歳
- ・2009年.....44.3歳
- ・2020年.....48.0歳(予測)

4.1 ベトナム知的財産取締関連機関



4.2 ベトナム知的財産に関する相談ルート

①所管部門への相談・打上げ。

②打上げ先が不明瞭な場合は、MOST Inspectorに相談することで、所管部門を案内される。

Government		Inven- tion	Trade mark	Industrial Design	Unfair Competition	Copy right	連絡先
Ministry of Science & Technology	MOST	Verify & grant protection certificate without enforcement function.					+84-4-3858-3069
	NOIP <i>National Office of Intellectual Property</i>		●	●	●	●	+84-4-3556-3456
Ministry of Industry & Trade	MOIT		●	●		●	+84-4-3825-5868
	MSA <i>Market Surveillance Agency</i>				●		+84-4-2220-5002
Ministry of Public & Security	MOPS	●	●	●		●	+84-4-3693-69733 (北部地域)、 +84-8-0693-6396 (南部地域)
Ministry of Finance	MOF	●	●	●	●	●	+84-4-3872-7724
Ministry of Information & Communication	MOIC				●		+84-4-3556-3462 Related "domain"
Ministry of Culture Sport & Tourism	MOCST					●	+84-4-3943-8231
COURT	Civil Court	●	●	●	●	●	+84-4-3943-8231
							+84-4-3852-0630

③JETROハノイ事務所→担当機関の相談ルートもあり。



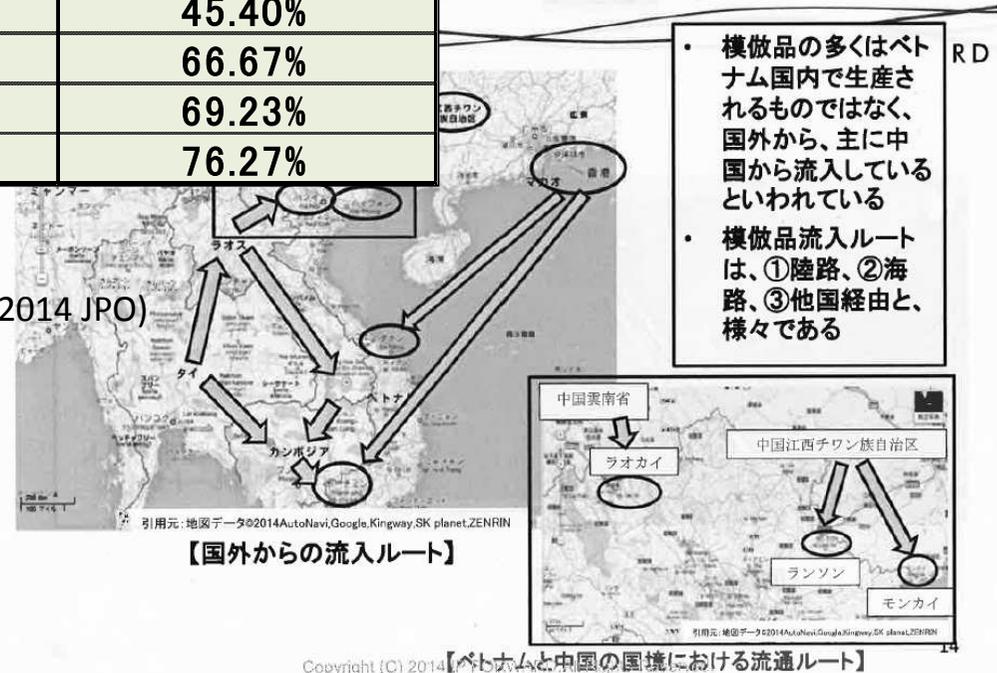
4.3 模倣品及び海賊品による被害の現状

2013年の日本企業に944社へのアンケート結果 (N=944)

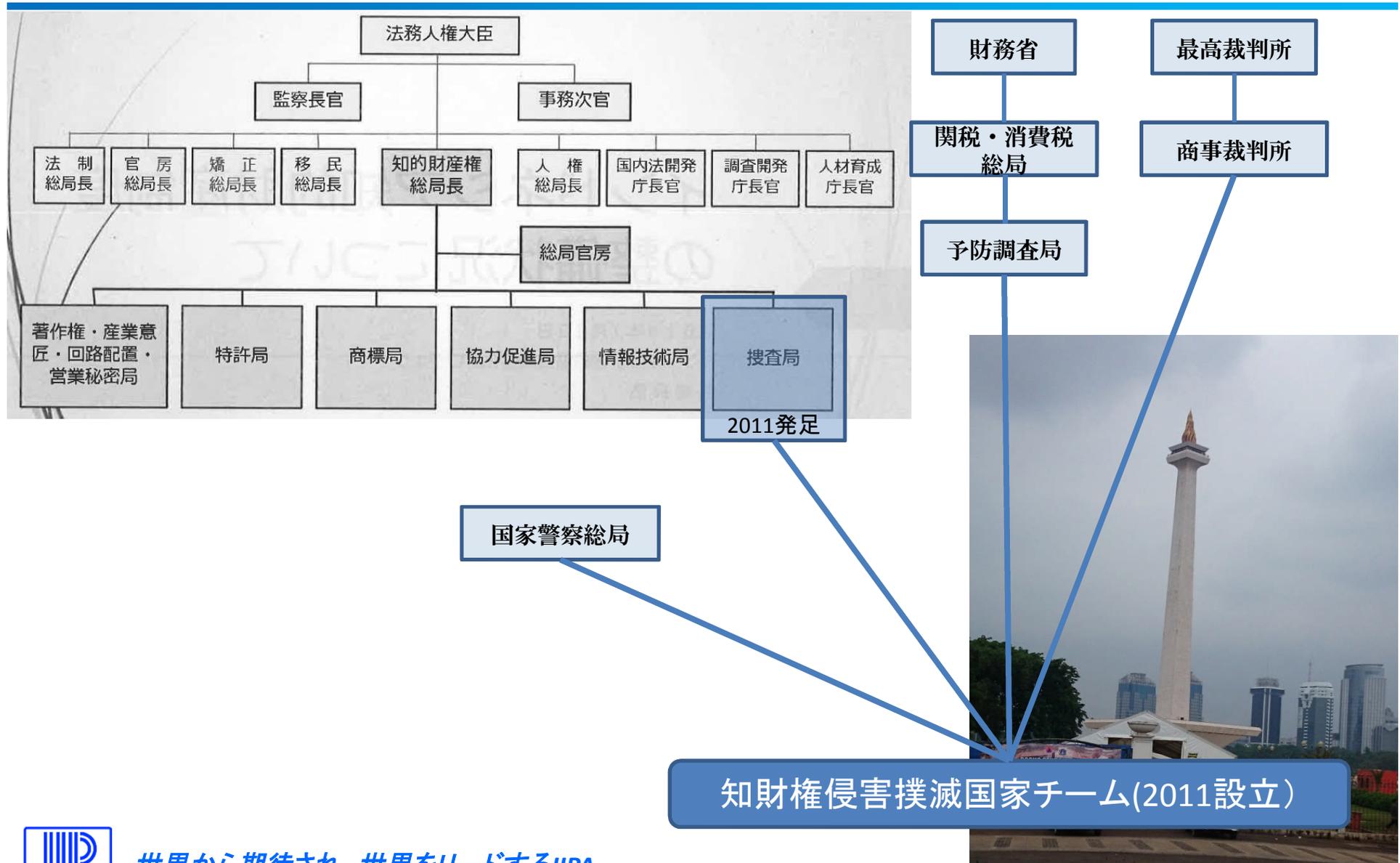
Country	Rate of damaged Japanese companies in each countries	Rate of counterfeits from China
China	64.40%	
Japan	35.20%	43.80%
Korea	15.50%	45.40%
Thai	4.60%	66.67%
Malaysia	3.40%	69.23%
Vietnam	2.90%	76.27%

損害は東南アジア地域で発生

*Survey report on damage caused by counterfeiting (Mar.2014 JPO)



4.4 インドネシア知的財産関連機関



-世界から期待され、世界をリードするJIPA-
Creating IP Vision for the World

5. 訪問政府機関

① ベトナム国家知的財産権庁 (NOIP)

【著名商標の保護強化】

- 商標不登録事由に、外国での著名商標を加え、商標出願の審査段階で外国著名商標との類似関係の審査することを要望。
- 日本の著名性の認定方法では外国著名性が認められることを、更に説明。

著名商標
@ ベトナム

著名商標
@ USA

ベトナム国内での著名性が必要。

従来は、外国で有名であってもベトナム人は、その情報アクセス出来なかったが、近年ITが発達し、外国で有名なブランドのベトナム国内の認知度が高くなっているため、WEB掲載と、アクセス記録等、外国で著名性を示す証拠をだせば、ベトナムでの著名性もあると検討をする。



5. 訪問政府機関

① ベトナム国家知的財産権庁 (NOIP)

【商標の審査期間の短縮】
法は、12か月以内と規定
実際は、15, 16か月

ベトナム国内でも問題視。
人財能力UP、インフラ整備、法
改正
⇒ 2015年中に12か月以内に

【指定商品の包括的記載
の認容】

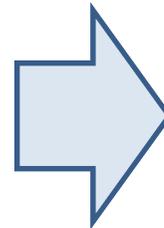
企業間の平等を守るため、認め
ていない。
ただし、カメラ、バイクなどの一
部分野では、カメラとその付属
品等の記載は認め、審査。



5. 訪問政府機関

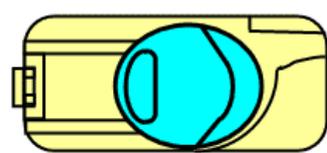
① ベトナム国家知的財産権庁 (NOIP)

【部分意匠制度の導入】
明文規定を要望



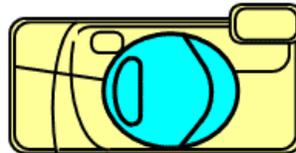
NOIP取扱い出願の70%が意匠。
重要視
⇒ 2016年中に導入したい。
(日本からの協力を得たい)

改正前意匠法



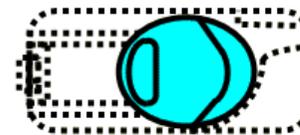
登録意匠

効力
及ばない



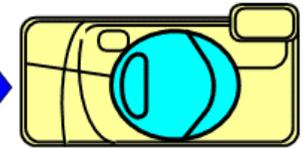
他人の実施意匠

改正意匠法



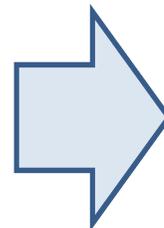
登録意匠 [部分意匠]

効力
及ぶ



他人の実施意匠

【ハーグ協定加盟】
AWGPICでも議論されて
おり、早期加盟を要望



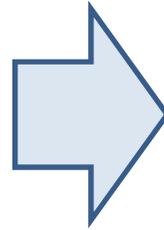
2015年加盟の動き。
(JPOが協力。)



5. 訪問政府機関

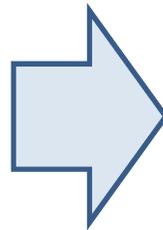
① ベトナム国家知的財産権庁 (NOIP)

【特許審査の迅速化】
公開から18か月以内と
規定
PPHの導入を要望。



審査の迅速化を重要視。
ASPECは参加済み
PPH: 2015年中導入を目指す。
(JPOに協力要請)
出願人へは、外国出願情報・審
査情報・登録情報の提供要請

【職務発明の実績報償】
従業員と企業の別段合意
なければ、特許発明実施
より得た収入の10%、ライ
センス料の15%を発明者
へ分配の規定の廃止要望。



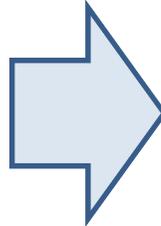
現状、廃止は好ましくないと庁は
判断。
一つの商品への複数特許の例、
ベトナム国内企業への影響を言
及。
⇒ 妥当な料率であるとの考えで、
平行線。



5. 訪問政府機関

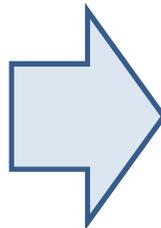
① ベトナム国家知的財産権庁 (NOIP)

【審査基準又は指針の公開】



特許、実案、意匠は、ベトナム語で、NOIPホームページに公開済み。商標についても公開に前向き。

【工業所有権侵害の刑事罰適用】
商標は、刑事罰適用。
特許、実案、意匠も適用を要望。



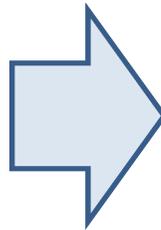
TRIPs協定に規定されていないが、重要性は認識。今後も検討。



5. 訪問政府機関

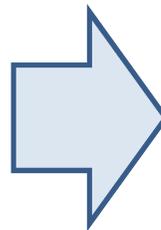
② ベトナム税関局

【新税関法】
真贋判定期間10日間の拡張要望



10日間は、税関の差し止め判断期間。
新法により、ベトナム水際登録は、1年有効から2年有効で、更新で、計4年有効。
是非、多くの登録をとるの要請あり。
明らかな模倣品疑義品に対して、権利者情報がないと連絡できない。

【日越MOU締結による模倣品疑義品の写真送付】
レッドライン登録の製品のみ可能。イエロー、ブルーライン商品への拡張要望。



レッドライン以外の製品の開梱は消極的。なお、税関とのやり取りにより、レッドラインリスト掲載化の可能性示唆。



5. 訪問政府機関

③ ベトナム商工省市場管理部 (@ホーチミン)

【教育・啓蒙活動】



市民への教育は重要。
市場管理局や人民委員会の指導の下、
他機関と連携し、

- ・模倣品の展示会
- ・スーパーマーケット向け真贋品展示会
- ・公安省や税関(425機関4300人)向け、フォーラム・セミナー開催。
- ・389委員会のアドバイザーと一緒に教育用CM作成予定。

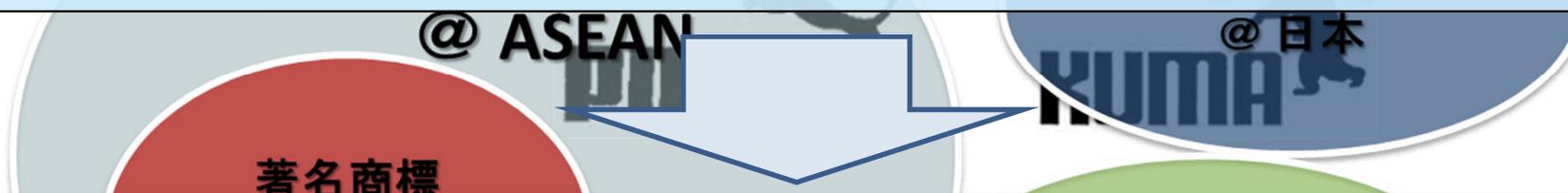


5. 訪問政府機関

④ インドネシア知的財産総局 (DGIPR)

【著名商標の保護強化】

- 商標不登録事由に、外国での著名商標を加え、商標出願の審査段階で外国著名商標との類似関係の審査することを要望。



著名商標の定義 3要件

- ① 数か国で商標登録、②権利者の広告・宣伝が充分、③特定の社会で知られている。

今後、政令で、より詳細に定義を定める予定。

なお、現行法下でも、審査・異議申立では著名商標は、4条の悪意に基づく出願として拒絶の可能性はある。但し、審査官裁量の面も多いため、政令策定時に要望を勘案する。

5. 訪問政府機関

④ インドネシア知的財産総局 (DGIPR)

【マドリットプロトコール加入】
委任状の出願日認定要件について確認。

2015年末には加入見込み。
委任状の出願日認定要件については、TLTに禁止条項があるなら、その方向で検討。

【意匠法改正、ハーグ協定加入、部分意匠制度の法制化】

2019年までにハーグ協定に加入し、それに合わせ意匠法改正で動く。部分意匠について、現在、政令で定めているが、上記に合わせ法制化を検討。



5. 訪問政府機関

⑤ インドネシア関税・消費税局(DGCE)

【実施細則の改正】

職権による貨物の差止め、
商標の税関登録制度の要望
に関連。

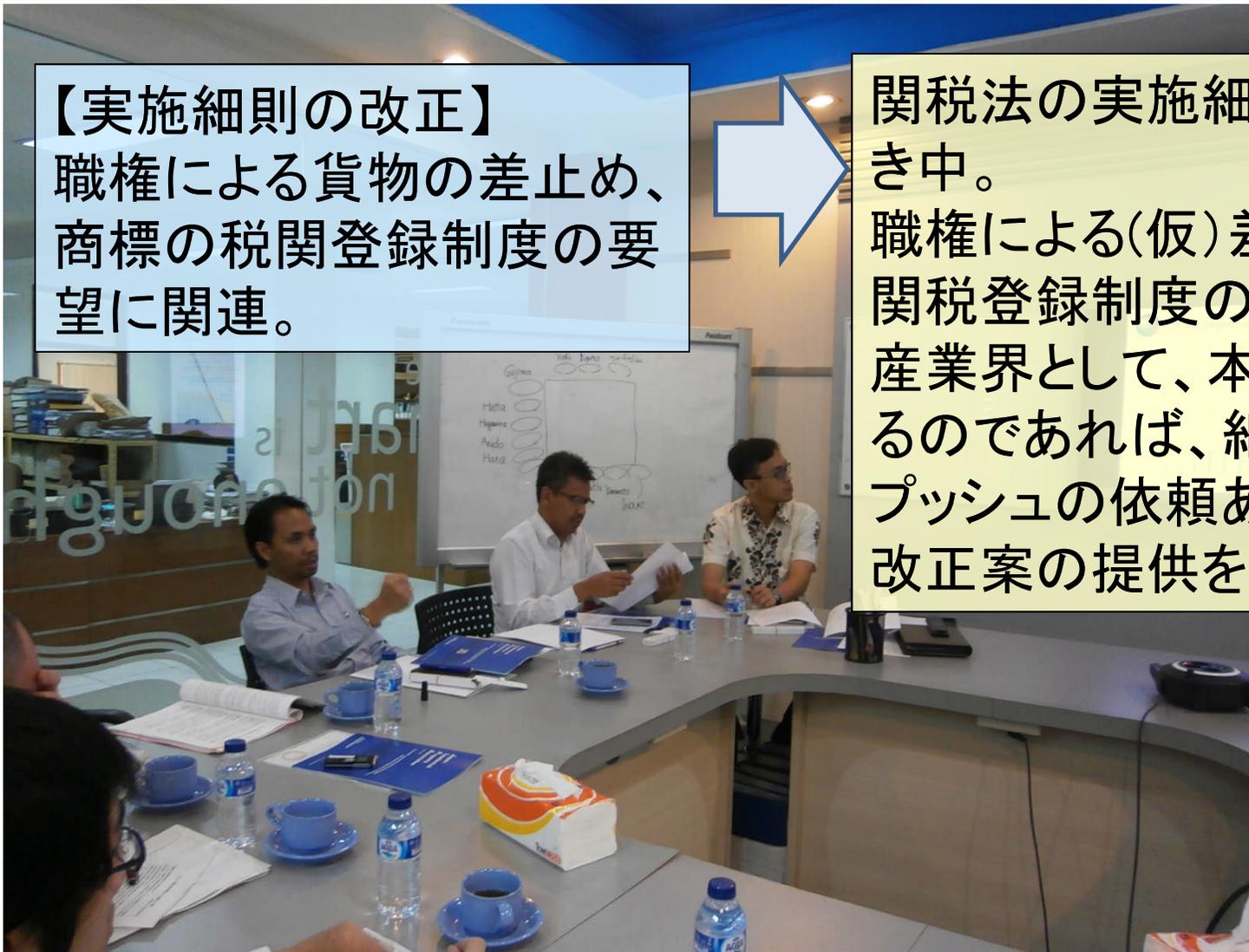


関税法の実施細則を改正手続
中。

職権による(仮)差止め、商標の
関税登録制度の導入。

産業界として、本案に賛同頂け
るのであれば、細則案成立の
プッシュの依頼あり。

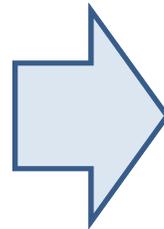
改正案の提供を求め、提供。



5. 訪問政府機関

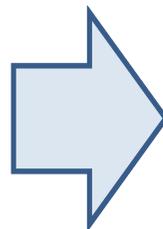
⑤ インドネシア関税・消費税局

【貨物の差止め・廃棄】
現システムでは、職権による貨物の差止め・廃棄には、裁判所の判決が必要。一時的な差止め、保管さえ出来ない。本件の改訂を要望。



改正手続き中の実施細則案が、発効すれば、対応できる。
改正案の内容を確認してほしい。

【国際郵便の取扱い】
ビジネス目的の国際郵便は、関税法条項の適用を確認。



関税法条項の適用される。

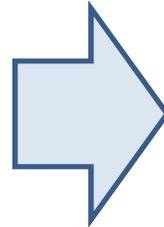


5. 訪問政府機関

⑥ インドネシア中央ジャカルタ商務裁判所

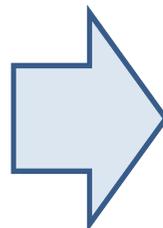
【訴訟中のクレーム補正の
認容】

日本、USで認める訴訟段階のクレームの適正な補正を認めて頂くよう要望。



司法と行政では管轄を超えることができないので、左記は、現行法上、認められない。法改正は、現段階の改正法は既に手続きが進められており、織り込むことはできない。次期法改正のタイミングで、要望先は、法務人権省或は、知的財産総局。

【商標の不使用取消申し立て時の権利者への立証責任転嫁】



原告から、インドネシア全土のマーケットリサーチの結果、不使用との証拠が提出されれば、被告からヒアリングし、実質、使用証拠の提出を要求。



5. 訪問政府機関

⑥ インドネシア中央ジャカルタ商務裁判所

【著作権侵害の親告罪化の法改正経緯】
非親告罪化を要望。

非親告罪・親告罪いずれにしろ、最終的には権利者へ接触が必要。真贋判定をするために、権利者の判断が必要で、親告罪が採用された。

【故意・過失】
過失の類型を認めて頂くよう要望。

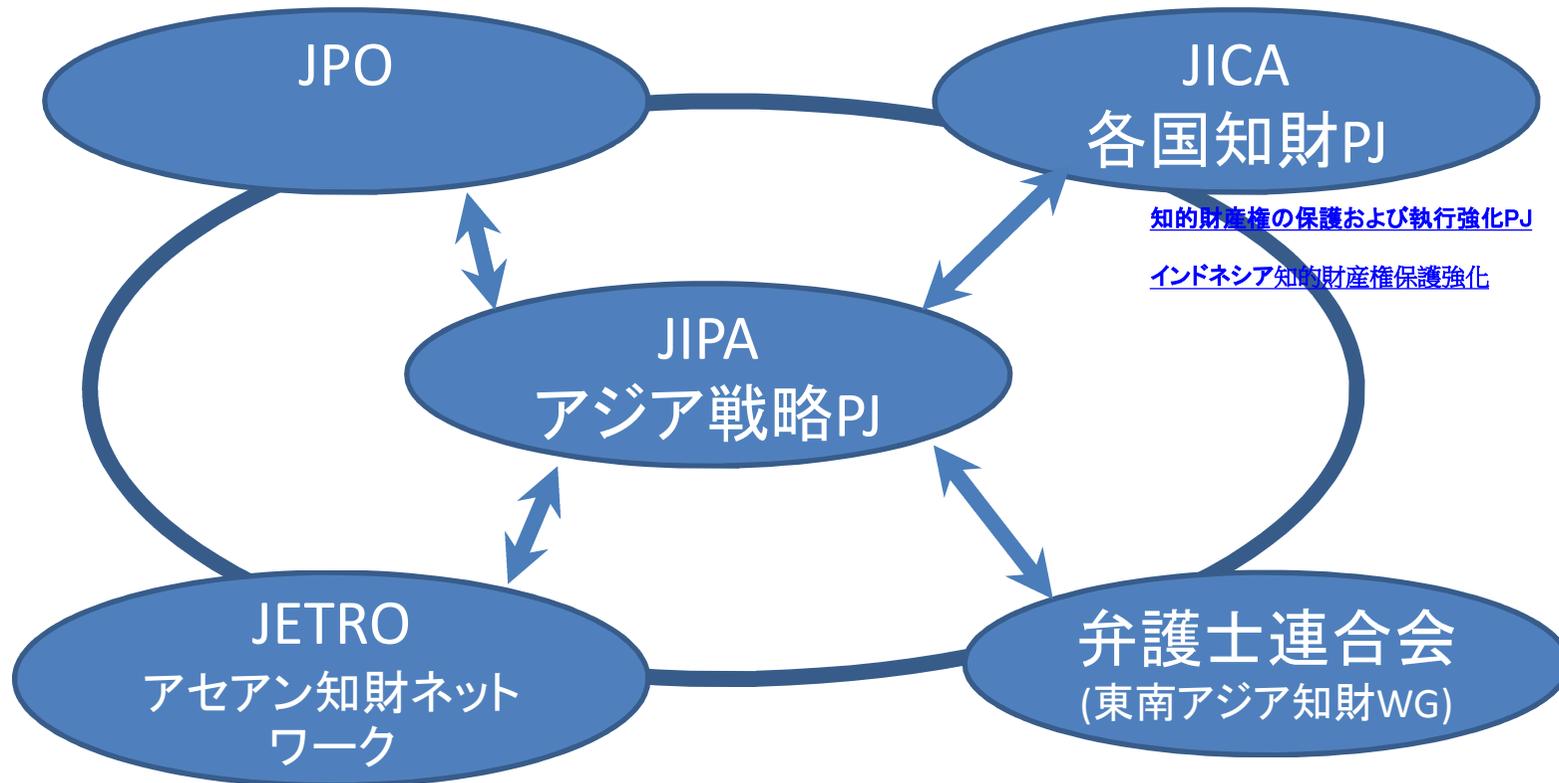
刑法における法理論、即ち、道徳、原則および価値未来とする条文にない骨格の考えがある。原則の中で、故意は三段階

1. 目的を持った故意
2. 意識した故意
3. 侵害する可能性があると知りつつ調査しない故意

3つ目の故意で、日本の過失の考えを補完でき、民法にも適用。



6. 知財関係組織とネットワーク



謝辞

今回の訪問団実現にご尽力し、また訪問団に関してお世話になった方々

日本知的財産協会 担当常務理事 別所 弘和 様

アジア戦略PJリーダー 小園江 健一 様

同 アセアンWGリーダー 関 章 様

事務局の方々

特許庁 関係各位

JETRO 関係各位

JICA ベトナムおよびインドネシア知財関連PJ 各位

他

皆様に深く感謝申し上げます。



-世界から期待され、世界をリードするJIPA-
Creating IP Vision for the World



World #1 in badminton.

Fin



ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人

日本知的財産協会

Creating IP Vision for the World



-世界から期待され、世界をリードするJIPA-
Creating IP Vision for the World

参考資料

アジア諸国対応アンケートまとめ

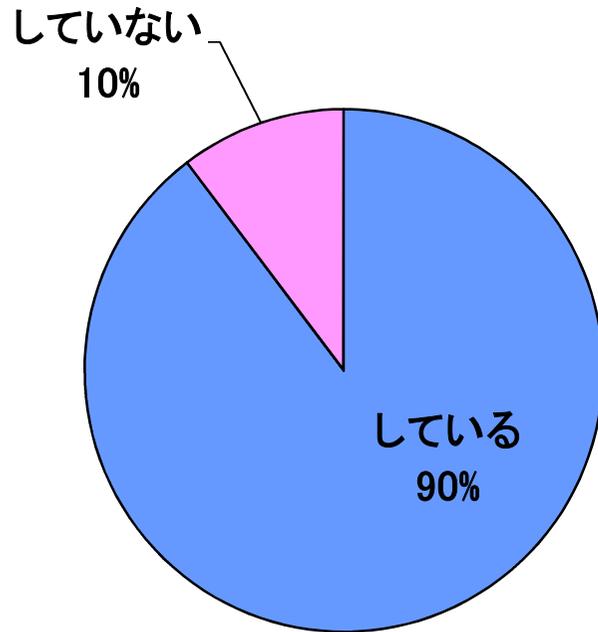
アンケート実施時期:2014/7/14-8/10 JIPA正会員



-世界から期待され、世界をリードするJIPA-
Creating IP Vision for the World

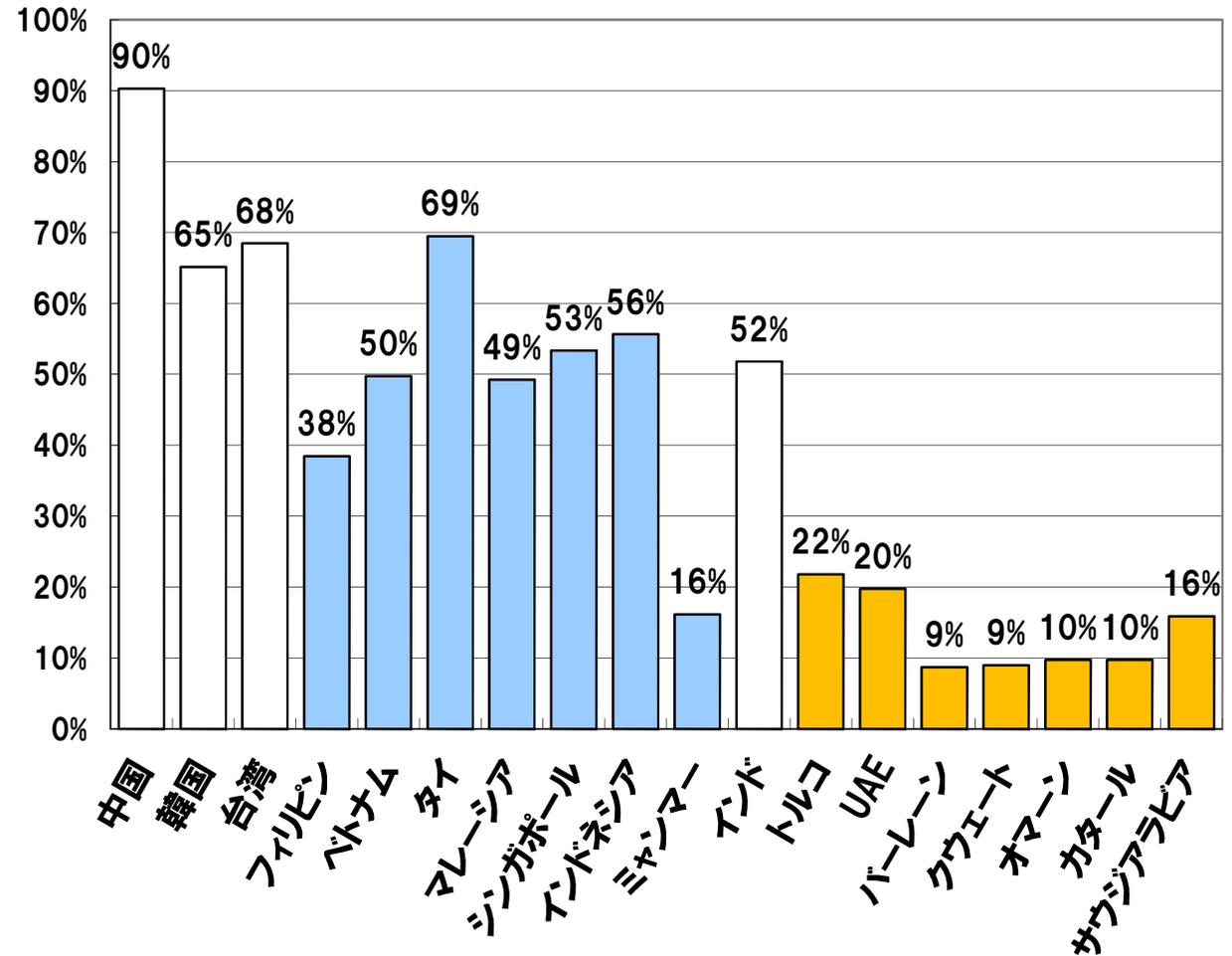
1. アジアへの事業進出

アジアへの事業進出

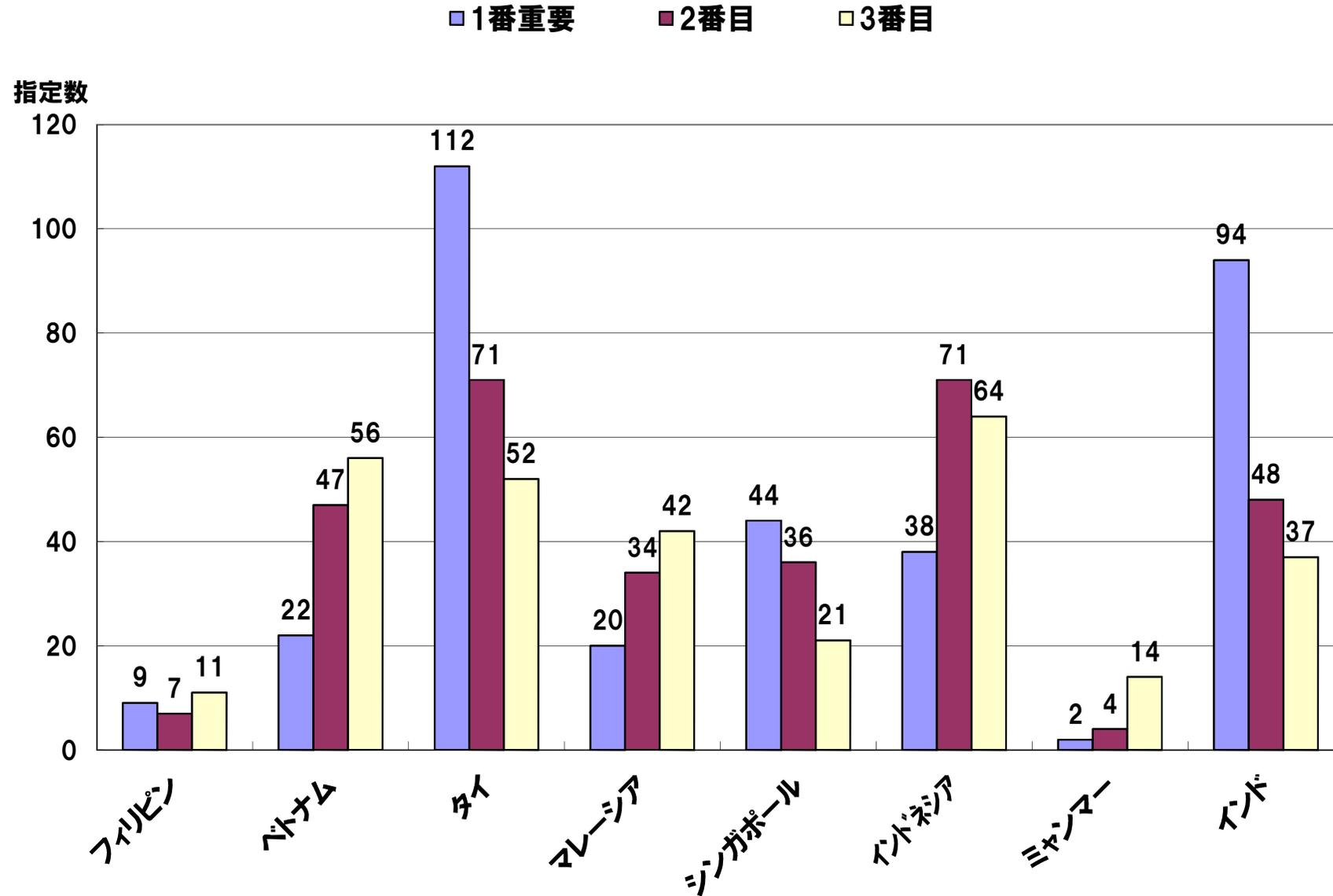


正会員企業 933社内
回答435社 47%

国別の事業進出(390社中)

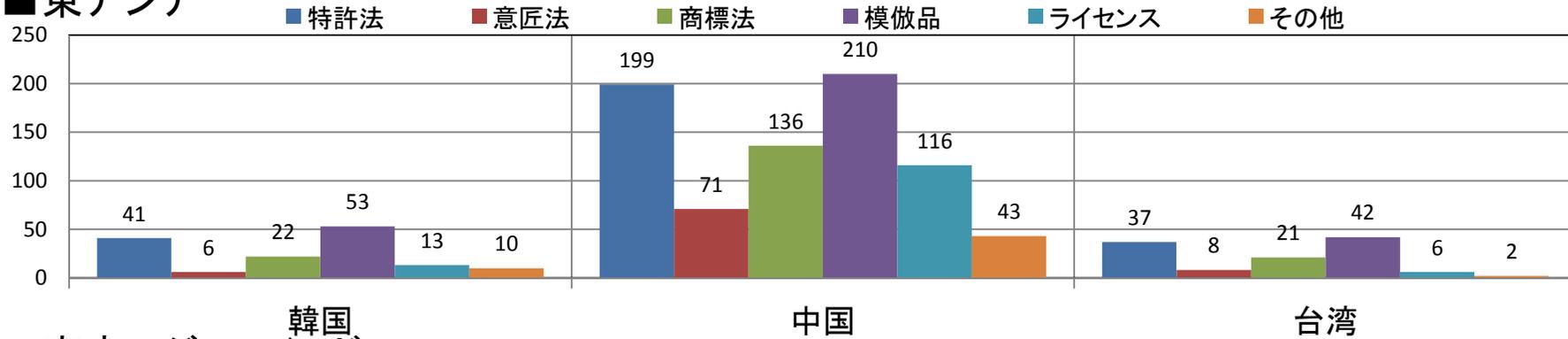


2. 重要視する国（東南アジア+インド）

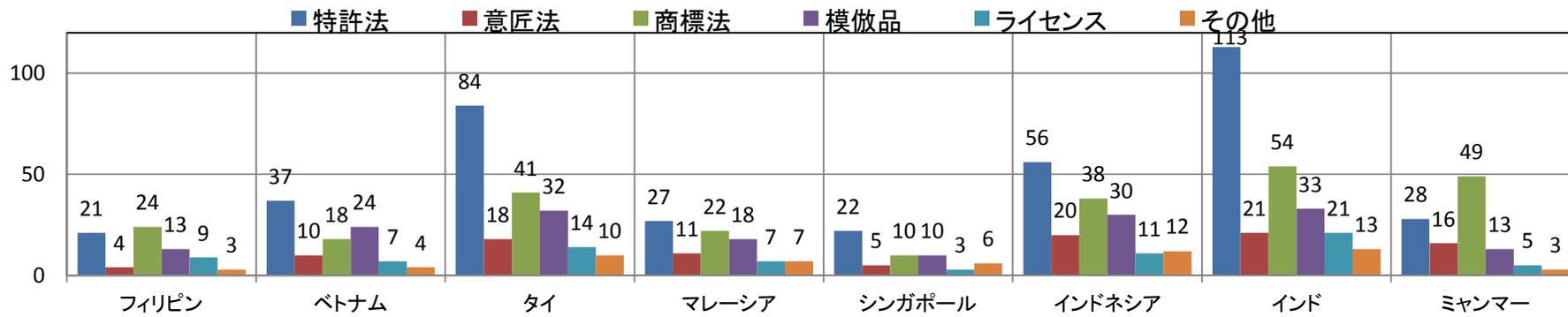


3. 国別の課題指摘数

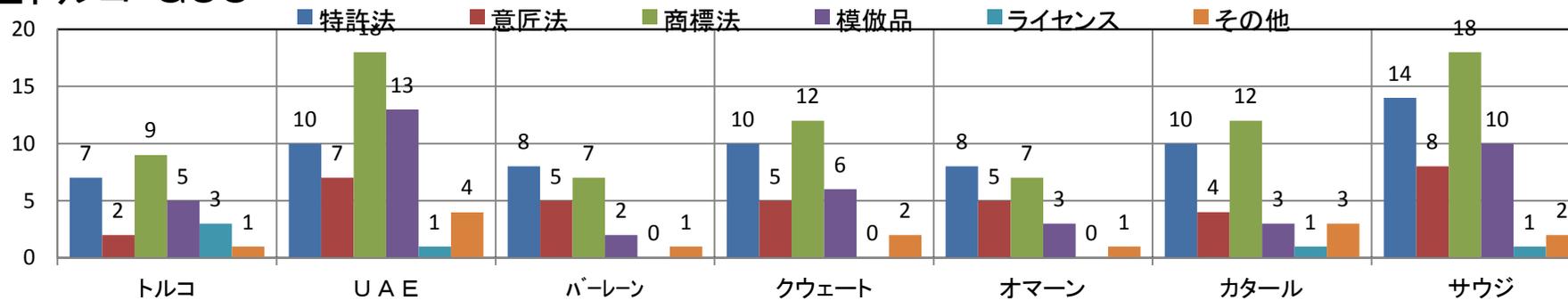
■ 東アジア



■ 東南アジア・インド



■ トルコ・GCC



4. 東南アジア・中東諸国全体としての問題点

分野	問題点
特許	■ 審査遅延解消(早期審査制度(PPH含む)の整備) ■ データベース整備
意匠	■ 公開延期制度導入 ■ 部分意匠制度導入 ■ 審査制度導入 ■ ハーグ協定の加盟推進
商標	■ マドリッドプロトコルへの加盟(TH、MY、ID、UAE、KW、QA、SA)
模倣品	■ 侵害行為の罰則が不十分 ■ 税関登録制度の採用
ライセンス	■ ライセンス登録義務の廃止
手続き全般	■ 公証・認証制度の簡素化

*ミャンマーについては早急な法整備、カンボジアについては早急な実務の整備が望まれる。

5. 東南アジア・中東各国別の問題点

国名	分野	問題点
フィリピン	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査遅延(早期審査制度も未整備、公開後の審査請求可能も公開時期が不定) ■ 公証義務廃止を約束するも現在も実施<1/8>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入<1/1>
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用宣誓書提出義務<4/8> ■ 公証義務廃止を約束するも現在も実施<1/8>
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訴訟期間が長期<1/1>
ベトナム	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ データベース未整備<3/10> ■ 第一国出願義務の対象明確化<2/10> ■ 審査遅延(早期審査制度も未整備)<2/10>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入<2/3> ■ 公開延期制度未導入<1/3>
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査遅延<1/4>
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通関書類で差止申請有無判断(差止申請前に疑義品画像提供制度の整備希望)<2/7>
タイ	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査遅延(早期審査制度も未整備)<24/33> ■ データベース未整備<5/33>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査遅延<4/6> ■ 公開延期制度未導入<1/6> ■ 部分意匠制度未導入<1/6> ■ 存続期間が短期間(10年)<1/6>
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一出願多区分制度不採用<8/16> ◎ 識別製の判断が厳格(発音できない文字列が不登録など)<6/16>
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不正競争防止法理の未整備<1/2>
	ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライセンス登録義務の廃止

5. 東南アジア・中東各国別の問題点

国名	分野	問題点
マレーシア	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 早期審査制度の導入 (PPH) <1/5> ■ 包括委任状制度の導入 <1/5> ■ 第一国出願義務の対象明確化 <1/5>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入 <3/4> ■ 公開延期制度未導入 <1/4> ■ 無審査制度 <1/4>
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一出願多区分制度不採用 <3/7> ◎ 不使用取消における不使用の挙証責任が申立人 <1/7>
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税関登録制度未導入 <1/2>
シンガポール	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ IPハブ構想 (特に特許紛争解決のハブ) について実体が不明 <1/5> ■ 第一国出願義務の対象明確化 <1/5>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入 <2/3> ■ 無審査制度 <1/3>
インドネシア	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ データベース未整備 <7/15> ■ 審査遅延 (早期審査制度も未整備、PPH合意後の実態不透明) <6/15> ◎ 年金不納後の年金支払要求 <2/15>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無審査制度 <1/4> ■ 部分意匠制度未導入 <1/4> ■ 存続期間が短期間 (10年) <1/4>
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一出願多区分制度不採用 <6/15> ◎ 不使用取消における不使用の挙証責任が申立人 <1/15>
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規則整備後も裁判所命令必要、裁判所手続期間と税関留保時間とで実質的に困難 <2/6> ◎ 刑事摘発の際に、ファシリテーション費、手当 (賄賂) を求められる <2/6>

5. 東南アジア・中東各国別の問題点

国名	分野	問題点
UAE	意匠	■公開延期制度未導入<1/1>
	模倣品	■不正商品対策法の不備
サウジアラビア	特許	■データベース未整備(出願公開制度未導入)<1/2> ■早期審査制度の導入<1/2>
	意匠	■公開延期制度未導入<1/1>
	ライセンス	■ライセンス登録義務廃止、継続する場合も手続きの簡素化(企業本人が手続必須)<1/1>
GCC	特許	◎PCT非加盟(クウェート)<1/1>
その他	意匠	■無審査制度(オマーン、バーレーン、クウェート)<1/1>
トルコ	商標	■コンセント制度*未導入<1/1>
	模倣品	■差止申請前に疑義品画像を提供する制度の整備希望<1/1>
GCC	特許	◎PCTの広域指定官庁となること<2/2>

※コンセント制度:引用の商標を所有する先登録商標権者の同意があれば、それと類似する商標を他人に登録することを原則として認める制度

<>内は、<該当記載数/自由記載総数>

6.中国の問題点

これまでは特許の補正制限などへの指摘が多かったが、今回のアンケートでは実用新案への指摘が非常に多く、出願数&無審査登録&評価書提出非義務に関して課題が多い。また、商標冒認出願や職務発明条例(案)への不安感が高い。

分野	問題点
特許・実用新案(57件)	<ul style="list-style-type: none">・実用新案について、権利行使時の評価書が義務化されていない。・無効化において提示できる先行文献数が2つまで
意匠(35件)	<ul style="list-style-type: none">・部分意匠制度の導入(回答の約1/3)・冒認出願が依然として多い
商標(56件)	<ul style="list-style-type: none">・冒認出願が多い・審査手続き全般(応答期間が短い、多区分出願後の分割、審査の質など)
模倣品(38件)	<ul style="list-style-type: none">・依然として模倣品が多く生産されている・各摘発に関する手続きや運用への具体的な要望あり
ライセンス(22件)	<ul style="list-style-type: none">・技術輸出入管理条例でのライセンサーの保証/補償義務(回答の半分以上)・外国送金の為の契約登記義務
その他	<ul style="list-style-type: none">・職務発明条例(案)が出願人(企業側)に厳しすぎる。・実施料の増値税制度

7. 韓国の問題点

特許の審査等についてまだ課題が残るが、全体的に見ると問題点が少なくなっている。

分野	問題点
特許・ 実用新案	<ul style="list-style-type: none">・明細書に不記載の実験方法で得られる実験データに基づく進歩性の主張が認められない。・グリーンリストの手続き・間接侵害の拡充
意匠	特になし
商標	<ul style="list-style-type: none">・指定商品の区分け(他国に合わせてほしい)・冒認出願がまだ見られる
模倣品	<ul style="list-style-type: none">・韓国メーカーによって模倣品がまだ作られている
ライセンス	特になし
その他	特になし

8.台湾の問題点

まだ課題が残るが、全体的に見ると問題点が少なくなっている。

分野	問題点
特許・ 実用新案	・出願人からの応答の機会が少なく、すぐに拒絶査定となる。 ・1st O.A.までまだ少し時間がかかる。
意匠	・公開延長制度の導入 ・複数図面の準備負担が大きい。
商標	・不使用取消審判時の不使用立証責任を権利者に転換してほしい
模倣品	・模倣品がまだ見られる(台湾での製造か否かについては未記載)
ライセンス	特になし
その他	特になし